

令和 7 年度 八幡平中学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

1 基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為である。

本基本方針は、いじめの未然防止と早期発見に努め、全ての生徒が安心して学校生活を送り、共に学び合う環境を作り上げるため、その対策を総合的かつ組織的に推進するために、国や県、鹿角市の基本方針に基づいて策定している。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、八幡平中学校に在籍している生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを訴えている生徒の立場に立つ。
- ・いじめの認知は、特定の教職員によることなく、全職員又は、組織を活用して行う。

3 いじめ防止対策委員会の設置

八幡平中学校における「いじめ防止対策」を総合的かつ組織的に推進するために、学校長のもと八幡平中学校「いじめ防止対策委員会」を設置する。

4 学校における具体的な取組

（１）いじめ防止のための取組

- ① いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に努める。
- ② 教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されない」ことを生徒に理解させる。
 - ・はやし立てるなど同調する行為についても、いじめに加担している行為であることを理解させる。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等についてもいじめにつながることを理解させる。
- ③ 生徒同士が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加及び活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、自己有用感の醸成を図り、互いに認め合う人間関係づくりを行う。
- ⑤ 縦割り活動や生徒会活動、部活動等の異年齢集団での活動を通して、他者を思いやったり

尊重したりする心を育てる。

- ⑥ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒のいじめを助長したりすることのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 校内研修等

- ① 全職員が生徒の状況を共通理解するため、定例職員会議等において学年学級の実態を報告検証する機会を設ける。
- ② 毎年度当初に基本方針をもとに「いじめ」についての教職員研修を行い、いじめの未然防止について共通理解を図る。
- ③ 学校の実態に応じて、基本方針が確実に機能しているかの点検・見直しを図るため、PDCAサイクルに応じて評価や見直しを行う。

(3) 早期発見・早期対応の在り方

- ① いじめは教師の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教師側が気付きにくく判断しにくい形で行われていることが多いということについて共通認識をもつ。
- ② 些細な事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。
- ③ 日頃から、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く広く保つように心がける。
- ④ 学級担任の日常の声かけ、毎日の記録の活用、定期的ないじめ調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ⑤ 家庭との連携を図り、生徒の変化を保護者が察知した場合、間髪入れずに学校に相談できる環境づくりを構築する。

(4) いじめへの対処

- ① 生徒及び保護者からいじめの相談を受け、いじめを受けていると思われる時は、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者への支援やいじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者が、いじめ事案に関する情報の共有を図ることができるよう配慮する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、市教委、鹿角警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時には直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。
- ⑥ いじめ事案への対処は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(5) 重大事態への対応

- ① 重大事態が起こった場合、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いが認められるとき。

- ② 調査を行った場合、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。
 - ③ 保護者からいじめによって重大事態に至ったと申し立てがあった時には、その時点で重大事態が発生したものとして調査に当たる。
 - ④ 重大事態が発生した場合には、鹿角市教育委員会に対して報告する。
 - ⑤ 教育委員会の指導のもと、カウンセラー、保護者の代表、教育委員会代表者など第三者を含む重大事態の調査委員会を学校内に設置する。
 - ⑥ 事実関係の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた生徒や情報を提供する生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
 - ・いじめられた生徒への聴き取りが不可能な場合には、当該保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議し着手する。
 - ・調査による事実関係の確認をもとに、いじめられた保護者への説明や、いじめた生徒への指導およびその保護者への助言を行う。
- ※いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」を参考にする。
- ⑦ 因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ⑧ 情報の公開に当たっては、市教育委員会の指示に従い適切に行う。

5 その他

八幡平中学校「いじめ防止基本方針」は、ホームページで公開する。

【策定に当たって】

策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等、地域の方々にも参画してもらうことが有効である。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

策定した方針については、学校のホームページなどで公開する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

【いじめの解決】

加害者児童生徒による被害者児童生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を初めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

【いじめ防止に向けた組織】

第22条の規定に基づき、学校はいじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等から成る校内組織を置く。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。